

第7回 法廷だより

記念すべき11月11日、第7回口頭弁論が札幌地裁で開かれました。

厳しい寒さの中 今回も傍聴席は満員

2013年11月11日午後2時より、札幌地裁805号法廷で、第7回口頭弁論期日が開かれました。11月11日は、2年前にこの訴訟が提起された日であり、提訴2周年記念日と7回目の期日が奇しくも重なりました。札幌が急激な冷え込みに襲われた日でしたが、今回も、傍聴席は満席となりました。

今回の期日では、原告側から、準備書面(9)と(10)が陳述され、また、これら書面における主張に関連する証拠が提出されました。準備書面(10)では、福島第一原発事故によ



る放射能汚染が現在ますます拡大していることについて主張しています。今年の夏に、貯蔵タンクから高濃度汚染水が大量に漏れ出ていた事態が国際評価尺度でレベル3とされたことや、貯蔵タンクから溢れた汚染水が地下水にまで達したとみられ、また海に流出していたこと、東京電力の汚染水処理が全く上手くいっていないこと、核燃料が崩壊熱を出し続ける事態は変わらないことなどを具体的に述べています。そして、これら膨大な量の放射性物質が今後どのような分野でどのような悪影響を及ぼすのか予測できないことが放射能汚染の特徴であり、福島事故による放射能汚染が収束どころか拡大する一途であることから、泊原発も原子力発電所として例外ではなくいったん事故を起こせばその被害は甚大となることを主張し、原告らの人格権を侵害するおそれのあるものであることを訴えています。準備書面(9)については、弁護団により、パワーポイントによる図表なども映し出しながら、その要旨がある北海道電力が泊原発稼働の許可申請において基準としている基準地震動(原発の設計の基準となる地震の揺れのこと。原発ごとに

異なる。)は、データ選択の公平性、適切性を著しく欠くものであり、地震動が過小評価される可能性が極めて高いことを説明しました。そのため、「泊原発の許可申請は、著しく不合理な基準地震動に基づくものであって、耐震重要施設については、基準地震動が作用した場合でも、耐震重要施設を十分に支持することができ、かつ安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ」とする新規則3条及び4条の要件を満たさないことは明らかであると主張しました。また、泊原発では、設定された基準地震動を超える地震動に見舞われる具体的危険性が否定できず、その場合、泊原発がかかる地震に耐えられる保証はどこにも存在しないことも主張しました。

自身の経験や体験から 泊原発の廃炉を訴える

また、原告団からは、マシオン恵美香さんと竹田とし子さんが意見陳述を行いました(各陳述の詳細は別頁で紹介されています)。「被災者支援ネットワーク釧路」の事務局を務めるマシオンさんは、被告北海道電力の株主として今年の定時総会で泊原発廃炉を求める提案議案を他の株主らと出したり、泊3号機に対する定期検査終了証交付取消を求める裁判の原告にもなっていました。86年のチェルノブイリ事故以降泊原発の存在に反対し続けていることや、チェルノブイリ事故の強い影響を受けたベラルーシから子供を招く里親活動などの経験・体験を語っ

た上で、3・11後に泊3号機を稼働させ、今年夏には泊原発再稼働を申請した被告北海道電力の姿勢に強い疑問を呈しました。また、平成25年度北海道原子力防災訓練参観の経験を通して、自治体や個々の職員に多大な負担が課せられ、大がかりな訓練に莫大な出費をしても、原子力災害が起これば道民全員の安全を保障することは難しいと主張し、泊原発の廃炉を訴えました。

大間原発訴訟の会代表でもある竹田さんは、食品添加物や農業のことを学ぶ中、チェルノブイリ事故によって原発事故の恐ろしさを知り、泊原発建設に反対する100万人署名などにも参加しました。現在、稼働原発ゼロの状態で電力は足りていることから、原発に依存しない社会を目指すことはならないこと、 Fukushima事故は現在に至っても全く収束などしていないこと、私達は放射性物質を取りこまないよう注意を払わなければならないという難しい環境に置かれてしまったこと、放射性物質の恐ろしさなどを改めて語った上で、私達に今出来ることはこれ以上新たな放射性物質を生み出すことなく、原子力発電をやめ、省エネルギー、再生可能エネルギーへの転換が必要であることなどを力強く述べました。

次回期日は、2月17日午後3時30分からです。寒さ厳しい折ですが、沢山の人で傍聴席を埋め尽くし、法廷が廃炉に向けての熱気で溢れかえるようにしましょう!

(文責・林 千賀子)